

No.	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例(案)修正案
1	第4条	<p>第4条に記載される地域包括支援センターの常勤職員数について</p> <p>第1号保険者数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師1名・社会福祉士1名・主任介護支援専門員1名という数字は、平成11年に定められた厚生省令第三十六号から何一つ変わっていない。15年以上前の社会情勢と現在の社会情勢が変わっていないわけではなく、前例にのっとるだけの条例案は怠慢と考えます。</p> <p>現在の社会情勢を鑑み、また地域包括支援センターの「名」と、その本来的な目標から、条例案に加え3名の職員の増員を提案します。</p> <p>①医師 ②弁護士 ③地域コーディネーター</p> <p>15年前の状況と現在の状況の差を統計的に見ると、全国平均において高齢化率が平成12年で17.4%、平成25年で25%(ともに統計局統計から)となっており、高齢者の割合は単純に1.5倍に増えています。</p> <p>また高齢世帯における核家族化、高齢者の単身世帯、コミュニティの変化、認知症と老老介護の問題等々、数字に表れにくい影響を考えれば15年前と現在とを同じシステムで運用しようと言うのは無理があると考えます。</p> <p>地域包括支援センターの職員に係る条例に関しては、「市が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容に定めることが許容される」とあり、流山市は近隣市町村の状況と比べるのではなく、流山市の独自の視点から構想する将来社会を見据え、率先して施策を考えるべきです。</p> <p>①臨終の場所が自宅から病院に移り、病院死の割合が9割になるに当たり、またその際の長期の治療と入院による医療費の増大から、臨終の地を病院外へ移そうとする施策を国は行っているはず。「指定介護予防支援事業に係る基本方針」において、「可能な限り居宅において、自立した生活を営むことのできるよう配慮し・・・」、あるいは条例案第3条「各被保険者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営む・・・」の条文もまた、その方向に照らされた文面と解釈できます。医療現場からの工夫と努力だけでなく、行政の側からもこの方向性に配慮し、地域を包括的に見ることのできる家庭医・地域医療(General Practitioner)のポジションを地域包括支援センターに設置することを提案します。</p> <p>②条例案第3条において、「地域包括支援センターは・・・各被保険者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように・・・」と明文化されています。医療や福祉の現場の専門家だけではなく、法的な問題を扱う専門家が地域包括支援センターには必要と考えます。</p> <p>地域包括支援センター内の弁護士の存在によって、成年後見人制度等の進展に繋がる可能性もあると考えます。</p> <p>③「流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案」第4条第4項において、「指定介護予防支援事業は・・・様々な取組を行う者との連携に努めなければならない」とあります。この連携の要をどこに置くを妥当とすると考えた時に、地域の様々な活動に精通し、客観的に、公平に、連携の仲立ちをすることを業務とし、ソーシャルリソースを有機的に繋げていく【地域コーディネーター】のポジションが地域包括支援センターに必要と考えます。</p> <p>またこの【地域コーディネーター】は、地域の実情に配慮した取り組みの企画立案をも職務とすべきと考えます。地域包括支援センターが日々の仕事に追われるだけでなく、地域のソーシャルリソースの縁を深め、様々な事に対処できる関係性の構築を積極的に模索すべきと考えます。</p> <p>以上、条例案の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員に加え、医師、弁護士、地域コーディネーターを加えた6職種体制の地域包括支援センター運営を提案します。</p>	<p>地域包括支援センターには、地域住民が住み慣れた地域で安心して、尊厳のある生活を継続することができるために、多様な社会資源の活用を包括的及び継続的に支援する地域包括ケアの実現のための中心的な役割を果たすことが求められています。このために不可欠な専門性が保健医療、ソーシャルワーク及びケアマネジメントであると考えられ、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種を地域包括支援センターに配置することを国が市町村に従うべき基準として省令で示しており、本条例においてもこれに従い本条の規定を定めました。</p> <p>なお、市では、在宅医療連携拠点事業、流山市高齢者虐待防止ネットワーク等の事業の実施において、医師及び弁護士と地域包括支援センターの連携を図っており、今後も連携を強化していきます。また、市が平成27年度から実施を予定している介護予防・日常生活支援総合事業において、地域包括支援センターと連携して地域の社会資源開発やネットワーク構築の機能を果たす生活支援コーディネーターを設置することとしています。</p>	無	

